



# **BOJ** *Reports & Research Papers*

2011年7月

## 2010 年度中における日本銀行の対政府取引

日本銀行企画局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行企画局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

## 2010年度中における日本銀行の対政府取引

### 1. はじめに

日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより国庫金を取扱うこととなっており、その取扱いに必要な事務として、政府預金の受入・払出を行っている<sup>1</sup>ほか、国庫において予期せざる資金需要が生じた場合等に対応するため、政府との間で様々な取引を実施している。

これらの対政府取引は、会計法などの国庫金に関する法令や日本銀行法に基づいて実施されている。

日本銀行では、こうした法令の定めに基づき、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、政策委員会において、対政府取引が満たすべき条件などを定めた「対政府取引に関する基本要領」を制定の上、公表している。また、日本銀行は、業務運営の透明性を一段と向上させる観点から、関連計数を月次統計として公表している<sup>2</sup>。

本稿は、主として対政府取引に関する月次統計の年度間集計計数に基づいて、2010年度中における対政府取引の概要を整理したものである<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 政府預金の残高は、2010年度末時点では2.4兆円となった。

<sup>2</sup> 日本銀行は、2004年度以降、対政府取引の関連計数を月次統計として公表している（詳しくは、「『日本銀行の対政府取引』について」（2004年5月12日）および「日本銀行の対政府取引」（毎月第5営業日公表）を参照）。

<sup>3</sup> なお、政府短期証券と割引短期国債については、2009年2月以降、「国庫短期証券」として統合発行が開始されているが（財務省「国庫短期証券の発行について」（2008年9月10日）を参照）、日本銀行の対政府取引においては、引き続き、法令上の位置付けの違いを踏まえ、政府短期証券と割引短期国債を区別して取扱うこととしている。すなわち、国庫短期証券の発行開始以前において、政府短期証券のみを対象としてきた取引については、国庫短期証券のうち発行根拠を政府短期証券にかかるもののみとする銘柄だけを対象とし、また、割引短期国債のみを対象としてきた取引については、国庫短期証券のうち発行根拠を割引短期国債にかかるもののみとする銘柄だけを対象とする扱いとしている。このため、本稿および上記の月次統計においても、従来と同様、「政府短期証券」および「割引短期国債」という名称を用いている。

## 2. 政府の一時的な資金需要への対応等

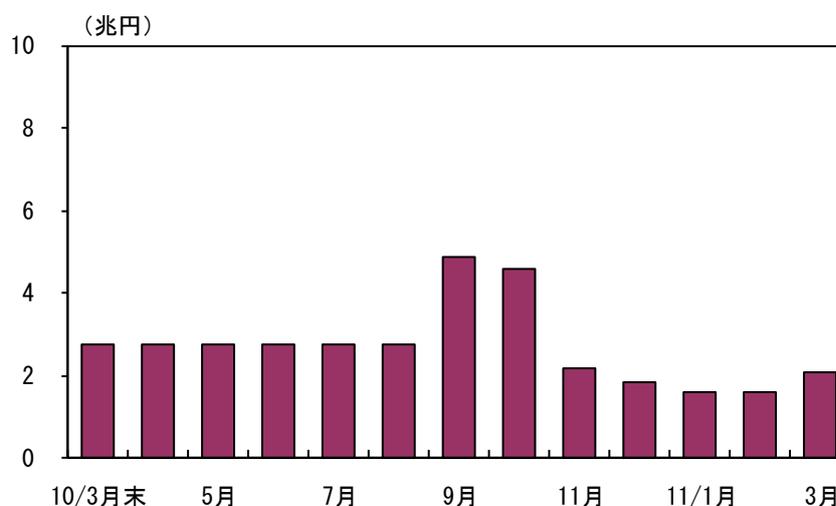
### (1) 政府短期証券の引受け

日本銀行が行う政府短期証券の引受けは、①政府からの要請に応じて例外的に行う臨時引受けと、②日本銀行の業務運営上必要がある場合に自ら行う引受けの2つに大別される。前者は、公募入札において募残が発生した場合や為替介入の実施等により予期せぬ資金需要が発生した場合に行うものである。一方、後者は、現状、日本銀行が外国中央銀行等による円建資金運用に応じるための売却対象資産を確保する目的で行っているものである。

2010年度中においては、上記①および②にかかる政府短期証券の引受けを行った。このうち、①にかかる引受けについては、2010年9月および2011年3月に実施された為替介入に伴い行ったものであり、これらの臨時引受けについては、それぞれ2010年11月末および2011年5月末までに全て繰上償還を受けた。

各月末における政府短期証券の引受残高は、2010年8月までは2兆7,500億円で推移し、同年9月から10月にかけて4兆5,000億円を上回る水準となった後、同年11月以降は、1兆6,000億円～2兆1,500億円の範囲で推移した。また、2010年度中における引受累計額および償還累計額はそれぞれ11兆3,673億円、12兆248億円となった。

#### ▽ 政府短期証券の引受残高の推移



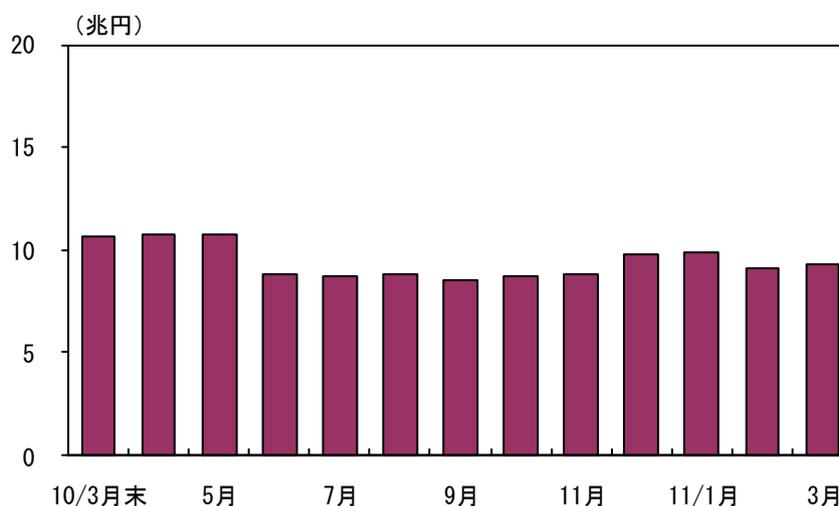
## (2) 割引短期国債の引受け

日本銀行では、保有国債のうち翌年度に償還期限が到来する国債について借換引受けを行う場合には、予め各年度毎に政策委員会において、円滑な金融調節遂行のために必要となる資産の流動性が十分確保されるかどうかを慎重に検討した上で、その取扱いを決定している。1999年度以降は、保有する長期国債が償還される際に割引短期国債による借換引受けを行い、原則として、その翌年度に現金で償還を受けてきている。

2010年度については、償還期限の到来した長期国債の借換引受けを割引短期国債（1年物）によって行った。また、2009年度中に借換引受けを行った割引短期国債（1年物）については、その一部に関し、再度、割引短期国債（1年物）による借換引受け（再乗換え）を行った（詳細はBox参照）ほかは、売却または現金償還を受けた。この再乗換えは、財務省より、一部の国債への発行集中の影響を緩和する観点から要請があったことを踏まえ、金融政策遂行上必要な資産の流動性は十分に確保し得るとの判断のもとで実施したものである。

この結果、日本銀行の2010年度末時点における割引短期国債の引受残高は、9兆3,131億円となった（2009年度末時点では10兆7,247億円）。

### ▽ 割引短期国債の引受残高の推移



#### 【Box】

##### 借換引受けに関する政策委員会決定

日本銀行では、償還期限の到来する保有国債の借換えのための引受けを行う場合には、「対政府取引に関する基本要領」に基づき、予め年度毎に政策委員会で

決定している。

2010年度中に行う借換引受けに関しては、まず、2009年12月に開催した政策委員会において、①2010年度中に償還期限の到来する長期国債9兆3,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うこと、②2010年度中に償還期限の到来する割引短期国債のうち2009年度中に借換引受けを行ったものについて2兆円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した<sup>4</sup>。その後、2011年3月に開催した政策委員会において、上記①および②の金額を、それぞれ7兆5,669億4千万円および1兆7,330億6千万円に減額することを決定した<sup>5</sup>。

なお、2011年度中に行う借換引受けに関しては、2010年12月に開催した政策委員会において、2011年度中に償還期限の到来する長期国債11兆8,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うこと等を決定した<sup>6</sup>。

#### ▽ 割引短期国債（TB）による借換引受けの実施状況

（兆円）

|            | TBによる借換引受額 |         |
|------------|------------|---------|
|            | 長期国債償還見合分  | TB償還見合分 |
| 2006年度     | 16.6       | 0.0     |
| 2007年度     | 9.7        | 0.0     |
| 2008年度     | 9.6        | 0.0     |
| 2009年度     | 7.7        | 3.0     |
| 2010年度     | 7.6        | 1.7     |
| 2011年度（予定） | 11.8       | 0.0     |

（注）「TB償還見合分」は、長期国債の償還時に借換引受けにより取得したTBの再乗換えによるもの。

<sup>4</sup> 詳しくは、「平成22年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件」（2009年12月25日）を参照。

<sup>5</sup> 詳しくは、「平成22年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けの減額に関する件」（2011年3月1日）を参照。

<sup>6</sup> 詳しくは、「平成23年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けおよび平成23年度における国債買入消却への対応に関する件」（2010年12月24日）を参照。なお、当該決定を行った2010年12月の政策委員会においては、2011年度中に財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却において、本行保有国債に関し、額面総額2,000億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。

### (3) 国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ

日本銀行は、「対政府取引に関する基本要領」において、国債整理基金および財政融資資金の資金繰り上の必要に応じ、国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れを実施し得る扱いとしている。

2010年度中における国債整理基金が保有する政府短期証券の各月末買入残高はゼロとなった。また、同年度中の買入累計額および償還累計額は22億円であった。

なお、2010年度中において、財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れは行っていない。

## 3. 国債整理基金および財政融資資金の資金運用等に関する取引

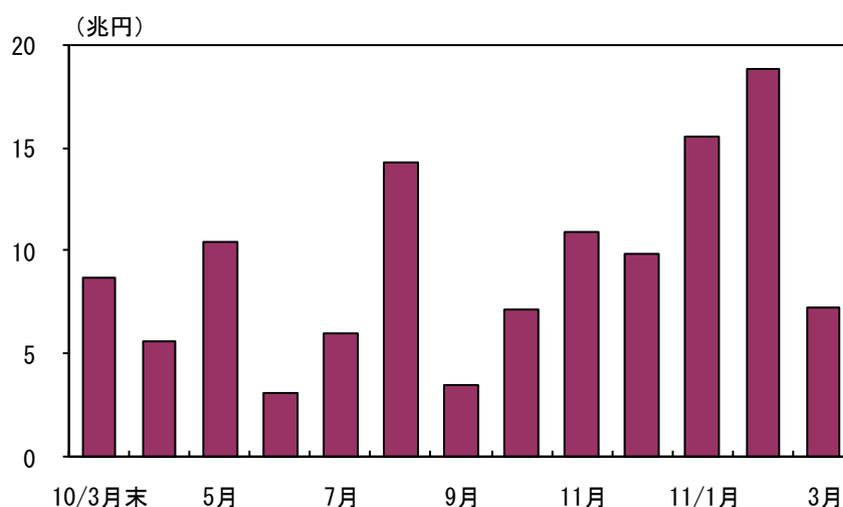
日本銀行では、「対政府取引に関する基本要領」において、金融政策遂行上支障が生じない範囲内で、国債整理基金および財政融資資金に対して長期国債の買戻条件付売却（売現先）および政府短期証券・割引短期国債の売却を行うことや、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じることができると定めている。

### (1) 国債整理基金との取引

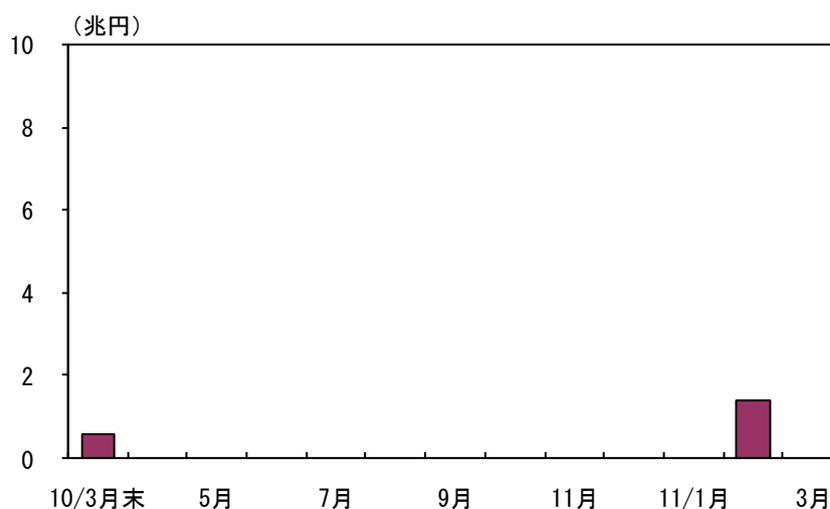
国債整理基金に対する長期国債の売現先残高は、2009年度末時点の8兆6,660億円から、2010年度末時点では7兆2,838億円となった。なお、月末ベースでみた売現先残高の2010年度中のピークは、2011年2月末の18兆8,030億円であった。2010年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ253兆4,878億円、254兆8,699億円であった。

また、2010年度中、国債整理基金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却も実施し、年度中の売却額は、1兆4,000億円であった。2010年度末における政府短期証券・割引短期国債の売却残高はゼロであった。

▽ 国債整理基金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



▽ 国債整理基金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却残高の推移

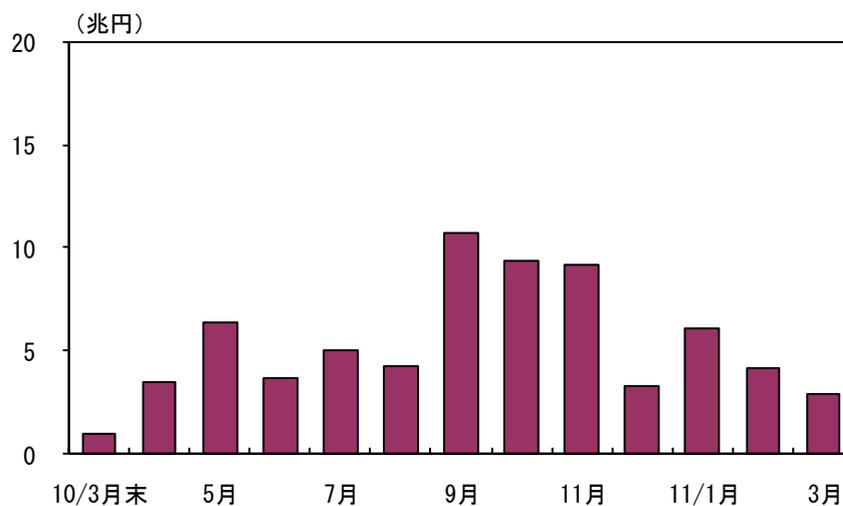


(2) 財政融資資金との取引

財政融資資金に対する長期国債の売現先残高は、2009 年度末時点の 9,991 億円から、2010 年度末時点では 2 兆 8,975 億円となった。2010 年度中の買戻条件付売却および買戻累計額はそれぞれ 45 兆 6,116 億円、43 兆 7,133 億円であった。

なお、2010 年度中において、財政融資資金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行っていない。

▽ 財政融資資金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



(3) 政府短期証券の繰上償還<sup>7</sup>

2010年度中において、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じた累計額は9,263億円であった。

以 上

<sup>7</sup> ここでは、臨時引受けを行った政府短期証券の繰上償還は含まない(2.(1)の償還額の中に含まれる)。